

## 令和4年第4回羽幌町議会臨時会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和4年5月27日（金曜日） 午後 1時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 承認第 2号 専決処分の承認について  
「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」
- 第 5 承認第 3号 専決処分の承認について  
「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」
- 第 6 承認第 4号 専決処分の承認について  
「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 第 7 承認第 5号 専決処分の承認について  
「令和3年度羽幌町一般会計補正予算」（第12号）
- 第 8 議案第24号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第25号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第26号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第27号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第28号 物品購入契約の締結について  
「羽幌町スクールバスの購入について」
- 第13 議案第29号 羽幌町総合体育館（外部）改築工事請負契約について
- 第14 議案第30号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第31号 令和4年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

### ○出席議員（11名）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 金 木 直 文 君 | 2番 磯 野 直 君    |
| 3番 平 山 美知子 君 | 4番 阿 部 和 也 君  |
| 5番 工 藤 正 幸 君 | 6番 船 本 秀 雄 君  |
| 7番 小 寺 光 一 君 | 8番 逢 坂 照 雄 君  |
| 9番 舟 見 俊 明 君 | 10番 村 田 定 人 君 |
| 11番 森 淳 君    |               |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	駒井久晃君
副町長	今村裕之君
教育長	山口芳徳君
監査委員	鈴木典生君
会計管理者	渡辺博樹君
総務課長	敦賀哲也君
地域振興課長	清水聡志君
財務課長	大平良治君
財務課主幹	熊谷裕治君
町民課長	宮崎寧大君
健康支援課長	鈴木繁君
建設課長	金子伸二君
上下水道課長	棟方富輝君
商工観光課長	高橋伸君
焼尻支所長	佐々木慎也君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井峰高君
社会教育課長 兼公民館長	飯作昌巳君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島明彦君
総務係長	嶋元貴史君
書記	逢坂信吾君
書記	佐藤諒輔君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和4年第4回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後 1時30分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。  
町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和4年第4回羽幌町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多忙のところご出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会に提案しております案件は専決処分の承認が4件、議案として条例案4件、物品購入契約の締結1件、工事請負契約の締結1件、令和4年度補正予算案2件の計12件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 金 木 直 文 君                      2番 磯 野                      直 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第2号～承認第4号

○議長（森 淳君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」、日程第5、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」、日程第6、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第2号から承認第4号までの3件につきまして関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和4年5月27日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町税条例等の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和4年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町税条例等の一部を改正する条例。

以下、条文の改正内容であります。別途お配りしております説明資料、羽幌町税条例等の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして説明をさせていただきます。なお、適用条文の改正や条項の整備などにつきましては説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

まず初めに、町民税に関するものであります。1、課税方式を一致させる見直しであります。上場株式等に係る配当所得等に関する課税方式については申告不要、総合課税、申告分離課税のいずれかを選択することとなっております。現在所得税と個人町民税において

それぞれ別の課税方式を選択することが可能となっていますが、今後は所得税に係る課税方式と一致させるため、確定申告書の記載による課税方式を適用させることとしたものがあります。

次に、2、住宅ローン控除の延長であります。住宅借入金等特別税額控除につきましては、所得税の住宅ローン控除適用者について所得税額から控除し切れなかった額を一定の範囲内で個人町民税から控除する制度であります。適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象とするとともに、適用期間を令和20年度まで5年延長するものがあります。

続いて、固定資産税に関するものであります。1、固定資産課税台帳及び記載事項証明書の閲覧等に係る規定の整備であります。DV被害者等の保護のために必要な措置として固定資産課税台帳や記載事項証明書に対し住所の削除など必要な措置が可能であることを法令上明確化するとともに、証明書の交付や閲覧について必要な措置を講じたものを交付または閲覧させなければならないこととするものであります。

次に、2、わがまち特例の延長と追加であります。延長分として令和4年4月1日以後に供用が開始された下水道区域内の工場等において供用開始前から事業を行っている事業者が設置する除害施設について、令和4年4月1日から令和6年3月31までに取得したものに限り、課税標準の特例措置の率を現行の4分の3から5分の4とするものであります。また、追加となりましたものは、令和4年4月1日から令和7年3月31までの間に特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域の土地について、最初の賦課年度から3年度課税標準の特例措置の率を4分の3とするものであります。

次に、3、省エネ改修を行った住宅に係る特例措置の拡充であります。省エネ改修に係る減額措置の対象を外壁、窓等を通じての熱の損失の防止に資する一定の改修工事だけではなく、併せて実施する高効率空調機や高効率給湯器などの取付工事なども対象に拡大するものであります。

次に、4、土地に係る負担調整措置の改正であります。景気回復に万全を期すため令和4年度に限り地価が一定以上上昇した商業地等の税額の上昇幅について、現行の評価額の5%から2.5%とする激変緩和措置を講ずるものであります。

改正内容につきましては以上であります。

なお、施行期日及び適用に関する経過措置につきましては、それぞれ附則を定めております。

以上で承認第2号の説明を終わります。

次に、承認第3号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案を御覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和4年5月27日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和4年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例。

改正内容の説明いたしますが、先ほどの説明資料の2ページ、裏面になると思いますが、羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。なお、先ほどの税条例等の改正と同様に適用条項の改正につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

改正内容につきましては、先ほどの税条例等の一部改正において固定資産税に関して説明をいたしましたわがまち特例の追加部分と土地に係る負担調整措置の改正と同様となっております。

施行期日は令和4年4月1日としており、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については従前の例によるもの附則を設けております。

これで承認第3号の説明を終わります。

次に、承認第4号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

議案を御覧ください。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和4年5月27日提出、羽幌町長。

処分内容は、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をお開き願います。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されること及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯に対する国民健康保険税の減免について令和4年度分についても対象とすることに伴い、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものであります。

処分の日は、令和4年3月31日であります。

次のページをお開き願います。羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

改正内容の説明いたしますが、先ほどの説明資料の2ページ、羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（要旨）に基づきまして改正内容の説明をいたします。

初めに、1、賦課限度額の改正であります。保険税負担の公平性の確保及び中間所得層の負担軽減を図る観点から基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額

を引き上げるものであります。基礎課税額の限度額については63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額については19万円から20万円に引き上げるものであり、今回の改正により課税限度額は現行の99万円から102万円に引き上げることとなります。

次に、2、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯に対する国民健康保険税の減免制度の延長であります。一定の要件を満たす場合、国民健康保険税を減免する適用年度を令和4年度分まで延長するものであります。

改正内容は以上であります。施行期日は令和4年4月1日としており、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については従前の例によるもの附則を設けております。

これで承認第4号の説明を終わります。

以上、承認第2号から第4号までにつきましてよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認について「羽幌町税条例等の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認について「羽幌町都市計画税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例」について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認について「羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎承認第5号

○議長(森 淳君) 日程第7、承認第5号 専決処分の承認について「令和3年度羽幌町一般会計補正予算」(第12号)を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長(大平良治君) ただいま上程されました承認第5号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和4年5月27日提出、羽幌町長。

処分内容は、令和3年度羽幌町一般会計補正予算(第12号)であります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。令和4年3月31日付による専決処分であります。

次のページの補正予算書をお開き願います。今回の補正につきましては、繰越明許費を変更するものであります。

2ページをお開き願います。第1表、繰越明許費補正であります。住民税非課税世帯臨時特別給付事業につきましては当初見込みより3月中に支給が完了した対象者が増加したことにより4月以降に支出する給付金が減少することから、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましても当初見込みより3月中のワクチン接種者数が増加したことにより4月以降に支出する経費が減少することから、地籍調査事業につきましては入札執行により契約額が確定したことから、それぞれ繰越額を変更するものであります。

以上が専決処分により補正をした予算の内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(森 淳君) これから承認第5号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)



○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分承認について「令和3年度羽幌町一般会計補正予算」（第12号）は原案のとおり承認することに決定しました。

#### ◎議案第24号～議案第27号

○議長（森 淳君） 日程第8、議案第24号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第25号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第26号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第27号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上4件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第24号から議案第27号まで関連がございますので、4件を一括して提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、令和3年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて提案をいたしておりまして、特別職及び議会議員の皆様につきましても一般職に準じて改定し、会計年度任用職員については所要の調整を行うこととしてご提案申し上げます。

初めに、提案の理由となりました今回の給与改定の概要につきましてご説明申し上げます。給与改定の内容につきまして、今回は月例給の改定は行われず、期末、勤勉手当の引下げのみでありまして、年間支給割合を一般職については0.15月分、再任用職員については0.1月分引き下げるものであります。この引下げ分を期末手当に反映し、6月と12月の支給割合に均等に反映することとし、さらに令和3年度の期末手当の引下げ相当額については令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものであります。

以上が今回の給与改定の概要でございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。初めに、議案第24号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和4年5月27日提出、羽幌町長。

改正の内容であります。別紙でお配りしております議案説明資料、議案第24から2

7号の1ページ目に説明資料を、5ページに新旧対照表がございますので、御覧ください。新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

それでは、説明資料の1ページ目を御覧ください。1番の期末、勤勉手当の引下げでございますが、引下げ分を期末手当に反映し、一般職については年間支給割合を現行の2.55月分から2.4月分に、再任用職員については1.45月分から1.35月分に改めるものであります。

(1)の表になりますが、①の一般職員については6月及び12月支給分の支給割合をそれぞれ1.2月分に、②の再任用職員については6月及び12月支給分の支給割合をそれぞれ0.675月分に引き下げる改正であります。

次に、(2)の令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置についてであります。令和4年6月の期末手当の額は先ほどご説明申し上げました改正後の支給割合で算定された期末手当の額、基準額から令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15、再任用職員は72.5分の10を乗じて得た額、調整額を減じた額とするものであります。

次に、2番の施行期日についてであります。公布の日から施行する旨を定めるものであります。

以上が改正内容の説明であります。なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第25号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和4年5月27日提出、羽幌町長。

改正の内容でございますが、一般職の給与改定に準じまして特別職の給与を改正するものであります。

資料の2ページ目に説明資料を、新旧対照表は6ページ目になります。期末手当を0.15月分引き下げ、年間支給割合を現行の4.4月分から4.25月分に改定するものであります。

資料2ページ目の(1)の表になりますが、支給割合を6月支給分は2.025月分に、12月支給分は2.225月分にそれぞれ引き下げる改正であります。

次に、(2)の令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置についてであります。令和4年6月の期末手当の額は先ほどご説明申し上げました改正後の支給割合で算定された期末手当の額、基準額から令和3年12月に支給された期末手当の額に230分の15を乗じて得た額、調整額を減じた額とするものであります。

次に、2番の施行期日についてであります。公布の日から施行する旨を定めるものであります。

以上が改正内容の説明でございます。なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって

省略させていただきます。

続きまして、議案第26号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和4年5月27日提出、羽幌町長。

改正の内容であります。一般職の給与改定に準じまして議会議員の給与を改正するものであります。

資料の3ページ目に説明資料を、新旧対照表は7ページ目になります。資料の3ページ目を御覧ください。期末手当を0.15月分引き下げ、年間支給割合を現行の4.4月分から4.25月分に改定するものであります。

(1)の表になりますが、支給割合を6月支給分は1.625月分に、12月支給分は2.625月分にそれぞれ引き下げるものであります。

次に、(2)の令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置についてであります。令和4年6月の期末手当の額は先ほどご説明申し上げました改正後の支給割合で算定された期末手当の額、基準額から令和3年12月に支給された期末手当の額に270分の15を乗じて得た額、調整額を減じた額とするものであります。

次に、2番の施行期日についてであります。公布の日から施行する旨を定めるものであります。

以上が改正内容の説明であります。改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

続きまして、議案第27号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

令和4年5月27日提出、羽幌町長。

改正の内容であります。一般職の給与改定に準じまして会計年度任用職員の給与について調整を行うため改正しようとするものであります。

資料の4ページ目に説明資料を、新旧対照表は8ページから9ページ目になります。資料4ページの1番を御覧ください。会計年度任用職員の期末手当は職員の給与に関する条例を準用しているため、議案第24号でご説明いたしました内容と同様に改正されるもので、表に記載のとおりであります。

次に、(1)の附則第3項及び第4項の改正でございますが、会計年度任用職員については経過措置期間を設けて年間支給額の調整を行っておりますが、その調整を行う算定の基礎数値14.55に期末手当の率が含まれているため、同様に0.15月分の率を減少し、14.4とする改正を行うものであります。

次に、(2)の令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外についてであります。会計年度任用職員における令和2年度及び令和3年度の期末手当は制度移行に伴う経過措置期間中であり、議案第24号でご説明いたしました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の特例措置は適用しないとするもので

ございます。

次に、2番の施行期日についてであります。公布の日から施行する旨を定めるものがあります。

以上が改正内容の説明であります。改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

以上、議案第24号から議案第27号までのご説明でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第24号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 羽幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 羽幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第28号

○議長（森 淳君） 日程第12、議案第28号 物品購入契約の締結について「羽幌町スクールバスの購入について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） ただいま上程されました議案第28号 物品購入契約の締結について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、次のとおり物品購入契約を締結する。

令和4年5月27日提出、羽幌町長。

契約の内容及びありますが、1、契約の目的は、羽幌町スクールバスの購入でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約の金額は3,920万5,000円、うち消費税額355万円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、苫前郡羽幌町北大通3丁目20番地の1、有限会社北王自動車整備工業代表取締役、高橋忠朗でございます。

提案の理由であります。契約の予定価格が1,500万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年羽幌町条例第20号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第28号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 物品購入契約の締結について「羽幌町スクールバスの購入について」は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第29号

○議長（森 淳君） 日程第13、議案第29号 羽幌町総合体育館（外部）改修工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、金子伸二君。

○建設課長（金子伸二君） ただいま上程されました議案第29号、羽幌町総合体育館（外部）改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結する。

令和4年5月27日提出、羽幌町長。

契約の内容でございますが、1、契約の目的は、羽幌町総合体育館（外部）改修工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札でございます。

3、契約金額は1億3,882万円、うち消費税額1,262万円を含むものでございます。

4、契約の相手方は、萌州・水上特定建設工事共同企業体、代表者、留萌市開運町2丁目1番1号、萌州建設株式会社代表取締役、畑中修平であります。

提案の理由でございますが、契約の予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これから議案第29号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 羽幌町総合体育館（外部）改修工事請負契約については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第30号～議案第31号

○議長（森 淳君） 日程第14、議案第30号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第31号 令和4年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計について既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,269万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ71億469万1,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。2款総務費、支所費において修繕料99万円の増額は、冬期間の大雪の影響等により焼尻総合研修センター屋根の一部が損壊したことから、補修を行うものであります。

同じく自治振興費において、工事請負費221万8,000円の増額につきましても、冬期間の大雪の影響などにより川北青少年育成センター屋根の一部が損壊したことから、補修を行うものであります。

同じく参議院議員通常選挙費において、総額29万3,000円の増額は、ポスター掲示板の区画数増加に伴うポスター掲示板の製作委託料等の増加によるものであり、財源は全額道支出金で賄われるものであります。

次に、4款衛生費、健康センター運営費において、総額1,098万6,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費であり、4回目のワクチン接種に関してワクチンの供給スケジュール等が決定になり次第速やかに対応できるよう接種券発行に係るシステム改修などを実施するほか、接種体制を確保するものであり、財源は全額国庫支出金で賄われるものであります。

同じく環境衛生費において、簡易水道事業特別会計繰出金113万9,000円の増額は、簡易水道事業特別会計における繰り出し対象経費の増加によるものであります。

次に、7款商工費、観光費において、総額98万9,000円の増額は、冬期間の大雪の影響等によりサンセットビーチに設置している防護柵及び物置小屋の一部が破損したことから、改修等を行うものであります。

次に、10款教育費、小学校費、学校管理費において、工事請負費223万7,000円の増額は、4月下旬の強風の影響等により焼尻小中学校体育館及び渡り廊下外壁の一部が損壊したことから、補修を行うものであります。

同じく高等学校費、学校管理費において、工事請負費235万4,000円の増額は、現校舎等の使用期限延長に伴い必要な補修を行うものであります。

同じく公民館費において、工事請負費148万5,000円の増額は、中央公民館旧館外壁の一部が剥離していることから、補修を行うものであります。

次に、歳入についてであります。不足する財源につきましては財政調整基金繰入金金を充てております。

続いて、簡易水道事業特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ113万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,813万9,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、冬期間に漏水が発生し、仮復旧対応となっている焼尻東浜地区配水本管について布設替工事を実施するための経費であります。財源につきましては、一般会計繰入金を充てております。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。



これから議案第30号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

7番、小寺光一君。

○7番（小寺光一君） 一般会計の10ページです。教育費、高等学校費ということで、先ほど説明があった天売高校の工事費ということなのですが、焼尻小学校については4月以降の風による影響で急遽予算化されたということなのですが、天売高校に関しては今後工事が、複合化施設の延長に伴う工事だという説明しかなかったのですけれども、具体的にどのような補修工事を行うのか、また複合化施設が延長することにより今後起こり得る工事がまだまだあるのか、その辺も含めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えいたします。

今回の工事の主な内容なのですが、まず大きな部分といたしまして校舎の外壁の改修となります。一部劣化しております、穴の空いている部分だとかありますことから、その辺の板を張り替える修繕を行うのが1つ、もう一つが体育館の床の一部が腐食しておりますことから、行事の実施等に支障を来しているということで、その辺の一部の補修を行うというものが主な補修内容でございます。今後大きな部分としましては、今回雪解けを待ちまして現地に入りまして、学校のほうとも打合せをしております。現状でこれ以外大きな対応は必要がないと現在では考えておりますけれども、今後また高校のほうとも打合せ、また私たちも随時現地に入りながら確認はさせていただきたいと考えております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和4年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 令和4年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(森 淳君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和4年第4回羽幌町議会臨時会を閉会します。

(午後 2時21分)